

報 告 第 1 2 号

専決処分事項の報告の件

沓見地係市有地（学校法人嶺南学園への貸付地）において発生した土砂崩れにより生じた損害に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 8 月 7 日 報告

敦賀市長 米 澤 光 治

専 決 第 5 号

市長専決処分の件

沓見地係市有地（学校法人嶺南学園への貸付地）において発生した土砂崩れにより生じた損害に係る損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 9 日 専決

敦賀市長 米 澤 光 治

1 相手方

福井県敦賀市在住 個人

2 損害賠償の額

金33,000円

3 事故の態様

令和8年6月3日午後8時から令和8年6月4日午前8時までの間に、学校法人嶺南学園に貸し付けている市有地から流出した土砂が相手方敷地に流入したことにより、相手方所有のヒートポンプ給湯器カバーが損傷した事故である。

4 和解の内容

本事故については、市の支払う損害賠償の額を前記2のとおりとし、当事者は、将来にわたり一切の異議申立て、請求、訴訟等を行わない。